

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

中小企業、小規模事業者のみなさん！
 働き方改革関連法への対応はお済みですか？
 道では、各振興局等に窓口を設置しています。
 お気軽にご相談ください！



うちの会社って働き方改革関連法に
 きちんと対応できているのか
 不安です。

働き方改革をしながら
 生産性を向上させたいのですが、
 何をすればいいのでしょうか。



テレワークを導入したいのですが、
 社内規定の作成や労務管理の
 方法が分かりません。

■ 相談対応者

国が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」の専門家
 (社会保険労務士)

■ 相談方法

相談場所	実施方法	相談日時	申込方法
各振興局で	対面による巡回相談	各振興局が指定する日の 10:00~16:00	事前予約制 (相談をご希望 の日の1週間前 を目途に最寄り の振興局へお問 い合わせくださ い。)
会社または 自宅等から	オンライン相談	北海道働き方改革推進支 援センター受付時間 9:00~17:00 (土日・祝除く)	
	訪問相談		

※なお、当日のお電話やご来庁によるご相談には道の職員が随時、対応いたします。